**入 居 予 定 申 立 書**

令和　　　年　　　月　　　日

　北九州市長　様

建築主（取得者）

　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※ 建築主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます

　このたび、私が建築又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供する家屋であることに相違ありません。

　なお、住宅用家屋証明書の交付後、申し立てに虚偽があることが判明した場合には、証明の取り消し及び登録免許税の追徴を受けても異議ありません。

１　所在地　北九州市　　　　　　区

　　　　　　【家屋番号（　　　　　　　　　　　）】

２　住居表示　北九州市　　　　　　区

３　入居予定年月日　令和　　　年　　　月　　　日

４　現在居住する家屋の処分方法（該当する記号に「○」）

　　※裏面の「留意事項」を確認し、必要な書類を添付してください。

　(1) 現在居住する家屋を売却する。

　(2) 現在居住する家屋を賃貸する。

　(3) 現在居住する家屋は、借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等であるため、退去する。

　(4) 現在居住する家屋は、申請者の親族が居住する。

　(5) 処分方法が決まっていない又はその他の理由（具体的に記載）

　　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

５　建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由（該当する記号に「○」）

　　※裏面の「留意事項」を確認し、必要な書類を添付してください。

　(1) 金融機関等から資金の借り入れに係る抵当権設定を急ぎ行うため。

　(2) 前入居者の転出が済んでいないため。

　(3) 本人（建築主）又は家族のやむを得ない事情のため（具体的に記載）。

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　(4) その他（具体的に記載）

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【留意事項】

「４　現在居住する家屋の処分方法」及び「５　建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由」については、下記書類を添付して提出してください。

４　現在居住する家屋の処分方法について

　※　すべての事由において、現在の住民票（写し）を添付してください。

　(1) 現在居住する家屋を売却する場合

　　　現住家屋の「売買契約（予約）書」、「媒介契約書」等売却することを証する書類

　(2) 現在居住する家屋を賃貸する場合

　　　現住家屋の「賃貸借契約書（賃貸日が確認できるもの）」、「媒介契約書」等賃貸することを証する書類

　(3) 現在居住する家屋は、借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等である場合

　　　申請者と家主の間で交わした「賃貸借契約書」、「使用（入居）許可証」、「家主等の証明書」等現住家屋が申請者の所有する家屋でないことを証する書類

　(4) 現在居住する家屋は、親族と同居しており、引き続き親族が居住する場合

　　　「当該親族の申立書」現在居住する家屋が、今後申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

　(5) 処分方法が決まっていない場合

　　　入居が登記の後になることを疎明する書類

５　建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由について

　(1) 金融機関等から資金の借り入れのため、抵当権設定を行う場合

　　　当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る「金銭消費貸借契約書」、当該家屋の代金の「支払期日の記載のある売買契約書」等抵当権を設定することを証する書類

　(2) 前入居者の転出が済んでいない場合

　　　前入居者と申請者（又は宅建業者等）との間の「引渡し期日の記載のある売買契約書」等状況を明らかにする書類

　(3) 本人（建築主）又は家族のやむを得ない事情の場合

　　　「治療期間や療養について医師が作製した診断書」等やむを得ない事情を明らかにする書類

　(4) その他の理由の場合

　　　具体的な理由を記載し、その理由を確認することができる書類